

00505

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年十一月十八日  
第千二百八十五號 火曜日

縣令

## ◆鳥取縣令第六十五號

大正十五年七月鳥取縣令第二百十一號市町村長委任事項中左ノ通改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八田三郎

市長委任事項

先削除

十一 「市立小學校長 教員」ヲ削ル

告示

◆鳥取縣告示第八百八十五號

鳥取縣公報

每週曜日發行

(休日ニ當ル)

昭和十六年十一月十八日  
第千二百八十五號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

一

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル木蠟ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十一月十八日

00506

鳥取縣知事 八田三郎

(正味一斤當)

種別	等級	販賣業者最高販賣價格
木蠟	最高販賣價格	圓七九
生蠟	等級	、七六
	特等	、七三
	上等	、七一
	一等	、六八
	二等	、六六
	三等	、六四
蠟	等級	、九七
	特等	、九一
	上等	、八九
	一等	、八六
	外等	、七九
	等外等	、七九
	同	、七九
	白	、七九
	同	、七九
	生	、七九

(イ) 本表ノ價格ハ賣主店先渡ノ價格トシ荷造包裝費ヲ含ムモノトス

- (ロ) 本表ノ等級ハ日本木蠟工業組合聯合會ノ検査ニ依ル等級トス
- 前項ノ検査ヲ受ケザルモノノ價格ハ本表等外ノ價格ニ依ルモノトス
- (ハ) 本表ノ價格ハ醫藥用ノモノ及輸出向ノモノニハ之ヲ適用セズ

### ◆鳥取縣告示第八百八十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル貢益炭ノ最高販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八田三郎

本縣產貢益炭最高販賣價格	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
一箇當規格	單位	
直徑一寸七分	三〇箇入一袋	七五錢
直徑二寸		九〇錢
直徑一寸三分	六〇箇入一袋	五〇錢
		六〇錢

本表價格ハ賣主店先渡價格トス

◆鳥取縣告示第八百八十七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00508

## 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣みやみ會

(ロ) 地區 鳥取縣二圓

## 二 構成員タル資格

地區内ニ於テみやみ染、ミヤコ友禪染料及其ノ附屬品ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額 別記ノ通

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十一月十八日

## 四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ掲示スベシ

品名	銘柄	規格	單位	卸賣價格	單位	小賣價格
直接みやみ染	家庭染料	半反分小瓶	一打	一圓八〇	一瓶	〇、二〇
酸性みやみ染	家庭染料	半反分小瓶	一打	二、八〇	一瓶	〇、三〇

ミヤコ友禪染料	柄付用染料	一反分函入	一打	二、七〇	一函	〇、三〇
みやみ青花紙	下繪描用	一反分紙袋入	一打	〇、九六	一袋	〇、一〇
みやみ青花液	下繪描用	二五グラム小瓶	一打	〇、九六	一瓶	〇、一〇
ミヤコハイドロ	色拔劑	四〇グラム小瓶	一打	二、四〇	一瓶	〇、二五
ミヤコサクサン	染色助劑	三〇グラム小瓶	一打	〇、七七	一瓶	〇、〇八
ノリヘラ	ノリ染用	三十九枚入一函 ベイクライト製 七五×七五厘	一函	一、九二	一枚	〇、〇八
ミヤコ机上絞り器	絞り染用	木製四枚ノ 金屬製	一組	〇、六四	〇、二〇	〇、八〇
ミヤコ式板縞絞り器	絞り染用	木製	一組	〇、二〇	〇、二八	〇、二五
長方形板縞絞り器	絞り染用	大六×二三厘 小二五×二三厘	一組	〇、二〇	〇、二五	〇、二五
ミヤコ式板縞絞り器	絞り染用	木製	一組	〇、二〇	〇、二八	〇、三五
村雲絞り器	絞り染用	四、六版一七三頁 菊版四五頁	一冊	〇、四〇	〇、五〇	〇、五〇
家庭染色法	絞り染の卷	菊版四五頁	一冊	〇、〇八	一冊	〇、一〇
染色讀本	友禪染の卷	菊版四五頁	一冊	〇、〇八	一冊	〇、一〇
染色讀本	友禪柄置用	四五×二五厘 纏引和紙	一枚	〇、〇八	一枚	〇、一〇



## 四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

## ◆鳥取縣告示第八百八十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

## 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 東亞特種耐久防水紙加工組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

## 二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

## 三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額	品名	規 格	目 方	單位	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
	大人用紙製防寒チヨツキ	身丈 二六、二〇尺	一一匁以上	同		
	大人用紙製防寒チヨツキ	身丈 二六、三五尺	一七匁以上	一枚	圓五八	圓七〇

兒童用紙製防寒チヨツキ	身丈 二六、二〇尺	一一匁以上	同	五三	六四
一本表價格ハ賣主店先渡價格トス					

二 本表製品ノ使用原紙ヲ昭和十六年二月二十六日商工省告示第百五十三號擬革原紙二號品ヲ使用セルモノトス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十一月十八日

## 四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

## ◆鳥取縣告示第八百九十號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

## 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣總組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

## 二 組合員タル資格

地區内ニ於テ麴ノ製造並ニ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ)額

種別

單

位

加工費

米麪加工費

原料白米一升ヲ麪トナシ四百六十五匁渡シ

○、一六

麥麪加工費

原料白麥一升ヲ麪トナシ四百三十匁渡シ

○、一五

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十一月十八日

## 四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

## ◆鳥取縣告示第八百九十一號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢查章並縣稅滞納者財產差押證票ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十六年十一月十八日

區分	番號	交付 返納 年月日	所屬職名	職名	氏名
縣稅檢查章	一	昭和十六年十月三十日返納	米子財務出張所	屬	池田久次
財產差押證票	一	同	同	同	同

鳥取縣知事	田	三郎
鳥取縣知事	八	田
研究科	三	郎
教授及訓練科目並時數	同	人

財產差押證票

縣稅檢查章

縣稅滞納者

縣稅檢查章

財產差押證票

鳥取縣告示第八百九十二號

鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習部規程ヲ左ノ通之ヲ定ム

昭和十六年十一月十八日

## ◆鳥取縣告示第八百九十二號

鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習部規程

第一章 總則

第一條 本蠶業講習部ハ蠶業ニ關スル學理並技術ヲ授ケ心身ヲ鍛錬シ德性ヲ涵養シ以テ農村中堅蠶業指導者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本蠶業講習部ハ鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習部ト稱シ鳥取縣東伯郡日下村大字上井五百四十六番地鳥取縣蠶業試驗場内

## 二 設置ス

第一章 科並教授及訓練期間

第三條 本蠶業講習部ノ課程並教授及訓練期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

## 講習科

一ヶ年

普通學科	國語、國史、數學、理科	教授及訓練科目	教授及訓練課程
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得	講習科研究課	時教授及訓練
六〇	四〇	二〇	五〇



ルベシ

第二十一條 研究科入學志願者ハ本場講習科又ハ蠶業學校若ハ農學校ノ卒業者ニシテ場長ニ於テ適當ト認メタルモノニ限ル

第二十二條 研究科入學志願者ハ研究事項及在學期間ヲ記シタル願書ニ履歴書ヲ添付シ場長ニ差出スベシ

第二十三條 研究科生徒ハ其ノ研究シタル事項ニ就キ研究報告書ヲ作成シ期間満了後二ヶ月以内ニ之ヲ場長ニ差出スベシ

#### 第六章 修得及卒業

第二十四條 講習課程ノ卒業及研究事項修得ノ認定ハ生徒ノ出席時數及平素ノ成績ヲ參照シ場長之ヲ査定ス

第二十五條 講習科卒業者ニハ卒業證書(第四號様式)ヲ研究科修得者ニハ修得證(第五號様式)ヲ授與ス

#### 第七章 賞 帰罰

第二十六條 在學中品行方正學術優等ニシテ他ノ模範タルベキ者ニハ講習修了ノ際褒賞ヲ授與スルコトアルベシ

第二十七條 講習科生徒及研究科生徒ニシテ其ノ本分ニ違背シタル者ハ其ノ情狀ニヨリ左ノ懲戒ニ處ス

#### 一 謹責、謹慎、停學、退學

#### 第八章 雜 則

第二十八條 左ノ各號ノ一二該當スルニ至リタルトキハ退學ヲ命

第一號様式  
入 學 願  
私儀貴場蠶業講習部講習科志願ニ付入學御許可相成度別紙履歷

書身體検査書相添ヘ此段相願候  
受驗場所

年 月 日

本籍

氏

名

(印)

一 何年何月何所ニ於テ何々ニ依リ賞又ハ罰ヲ受ク  
右ノ通り相違無之候

鳥取縣蠶業試驗場長  
第二號様式

第三號様式  
誓 約 書  
私儀在學中ハ固ク諸規則ヲ遵守シ專心勉學可仕仍テ誓約候

年 月 日

本籍

氏

名

(印)

右

履 歷 書  
現住所

族籍職業戸主又ハ戸主トノ續柄

氏

生 年 月 日

學 業

右何某儀貴場蠶業講習部  
科生徒トシテ入學御許可相成候ニ  
就テハ諸規則命令固ク相守ラセ尙本人在學ニ係ル一切責任ハ私

ニ於テ引受可申仍テ保證候  
一 何年何月何年何月マデ何所ニ於テ何業ニ從事ス

實 業

本籍  
現住所

ズルコトアルベシ  
一 學術劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者  
二 正當ノ事由ナクシテ引續キ一ヶ月以上欠席シタル者  
若ハ出席常ナラザル者  
第三十九條 講習科生徒及研究科生徒ニシテ本場備付ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ其ノ情狀ニヨリ現品若ハ其ノ代價ヲ  
辯償セシムルコトアルベシ  
附 則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
大正十三年八月十一日鳥取縣告示第二百三十四號鳥取縣蠶業試驗場講習規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
昭和十六年度鳥取縣蠶業試驗場講習規程ニヨリ入學ヲ許可セラレタル講習生及研究生ハ本規程ニヨリ入學ヲ許可セラレタルモノト見做ス  
本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ鳥取縣蠶業試驗場長ニ於テ之ヲ定ム



00522

市 場 名	開 設 地	取 扱 家 畜	開 催 日	禁止區域
米子常設家畜市場御來屋分場	西伯郡御來屋町字東岡山	牛馬	每月十二日、二十三日	米子市一圓
同 大幡分場 同 郡 大幡村字岸本	牛馬	● 每月五日、二十日	同	

◆鳥取縣告示第八百九十六號

東伯郡畜產組合ニ對シ倉吉常設家畜市場穴鴨、旭、松崎、關金、金市、赤崎各分場開設ノ件許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依リ賣買交換及禁止區域左ノ通指定ス

昭和十六年十一月十八日

市 場 名	開 設 地	取 扱 家 畜	開 催 日	禁 止 區 域
倉吉常設家畜市場	東伯郡倉吉町大字東町四四一番地	牛馬羊豚	毎月十九日	東伯郡一圓
同 穴鴨分場	同 郡竹田村字穴鴨五九二及五九三番地	同	(毎月十五日、二十一日、二十八日)	同
同 旭分場	同 郡旭村大字本泉字齊木三六六番地ノ一	同	毎月十日	同
同 松崎分場	同 郡矢送村大字關金字城山一、三〇〇一、三〇二一、三〇三番地	同	毎月五日、二十日	同
同 關金分場	同 郡松崎村大字松崎六六三番地ノ一	同	毎月九日、二十四日	同
同 金市分場	同 郡浦安村大字金市字馬場ノ内三〇五番地	同	毎月八日、二十三日	同
同 赤崎分場	同 郡赤崎町大字地藏町七六七ノ一 七六七ノ二、七六七ノ三番地	同	同	

00523

◆鳥取縣告示第八百九十七號

米子市畜產組合ニ對シ米子常設家畜市場業規程第三條中市場開催日變更ノ件左ノ通十一月十八日付認可セリ

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

變更開催日

市 場 名 既定開催日

米子常設家畜市場淀江分場	每月 二十三日	每月 十三日、二十三日
同 大山口分場	每月 二十五日	每月 十五日、二十五日
同 法勝寺分場	每月 十五日	每月 十四日、二十四日

◆鳥取縣告示第八百九十八號

米子市畜產組合ニ對シ御來屋、大幡、淀江、米子、法勝寺各定期贊羅市場業務規程第三條中市場開催日變更ノ件十一月十八日付左ノ通認可セリ

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

變更開催日

市 場 名 既定開催日

御來屋贊羅市場	九月十五日	十一月二十日
同	十一月十一日	二十六日
淀江 同	十一月九日	八日

00524

米子 同 十二日 二十九日  
法勝寺同 十三日 二十七日  
十四日 二十八日

昭和十六年十一月十八日

## ◆鳥取縣告示第八百九十九號

東伯郡畜產組合ニ對シ穴鴨、金市定期家畜市場廢止ノ件左ノ通十一月十八日付認可セリ

付認可セリ

米子 同	十二日	二十九日	十一日	二十八日
法勝寺同	十三日	二十七日	十二日	二十六日
十四日	二十八日	十三日	二十七日	二十八日

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

市 場 名	三 月	既 定	開 催 日	九 月	變 更 開 催 日
旭定期續駒羅市場	十五日	十九日	三 日	七 日	十四日
關金 同	十六日	二十日	四 日	九 日	十五日
倉吉 同	十七日	二十一日	五 日	十 二 日	廿六日
金市 同	十四日	二十三日	七 日	六 日	廿七日
赤崎 同	十二日	二十四日	八 日	四 日	二十一日
	十三日		五 日	十 二 日	廿二日
			三 日	二十三日	廿三日
			五 日	五 日	廿四日
			六 日	六 日	廿五日
			七 日	七 日	廿六日
			九 日	九 日	廿七日
			十 日	十 日	廿八日
			一 日	一 日	廿九日

## ◆鳥取縣告示第九百號

00525

東伯郡畜產組合ニ對シ穴鴨、金市定期家畜市場廢止ノ件十一月十八日付認可セリ

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左記ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 建築主ノ住所氏名 烏取市藪片原四十五番地ノ三

山野製紙所

島

田

養

之

助

八

田

三

郎

一 建築物ノ場所 鳥取市西品治町三七七ノ五、三八〇ノ二、三八〇ノ四、三七七ノ二、三八一ノ一、三八三、

三八四ノ一、六〇、六〇ノ二番地

製紙工場

一 建築物ノ構造種別 木造屋根瓦葺平家建

一 建築物ノ面積 建築面積 一一七、三二平方米  
突出セル部分 九〇、九七平方米

一 命令事項

一本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

00526

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年十一月十八日

被保險者證 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリタル 年月日
記號	鳥取市元魚町二丁目 島屋洋品雜貨店	一五、八、七	一六、一〇、九	

## ◆鳥取縣告示第九百二號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年十一月十八日

被保險者證 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリタル 年月日
記號	鳥取市吉田鐵工所	一五、二二、一九	一六、一〇、七	

鳥取縣知事	八	田	三	郎
-------	---	---	---	---

無効トナリタル  
保險者證交付年月日無効トナリタル  
年月日

八をに 一 明石周一 八頭郡大伊村 工場 一三、二、一八 一六、一〇、一〇

米いは 一九三 鹽根政雄 米子市祇園町 株式會社 石黒造船所 一四、一〇、二四 一六、一〇、八

鳥よね 一三 坂田秀雄 鳥取市東品治町 吉谷機械製作所 九、一〇、三 一六、一、三〇

鳥され 四三 綱師竹市 鳥取市吉田鐵工所 一五、二二、一九 一六、一〇、七

鳥	ひ	六六〇	福田喜代治	鳥取市東品治町	一五、九、一八	一六、一〇、七	
米	よ	八三四	幡原昶	日ノ丸自動車株式會社	一二、一〇、二五	一六、三、一五	
西	は	五	穂子ヨシ	米子市久米町	一五、三、二六	一六、一〇、二	
鳥	と	き	六三	前田義國	西伯郡外江村	一六、二、一三	一六、九、一五
米	ふ	へ	九	稻田かほる	瀬賀田榮太郎	一五、一、一五	一六、九、二六
米	い	は	四二五	島崎一	鳥取市吉方	一六、四、一六	一六、九、二五
鳥	い	は	七	福田基義	鳥取市若櫻町	一六、七、二四	一六、九、五
鳥	こ	こ	六	山根春夫	株式會社富士織維	一〇、三、一三	一六、三、一五
東	め	め	二〇二	藤川一己	鳥取市片原二丁目	一五、九、二九	一六、九、一五
日	い	い	三七	戸崎勝男	東伯郡倉吉町	一六、六、二五	一六、九、二四
鳥	さ	い	一六	山根二郎	明治機械製作所	一六、五、二四	一六、一〇、二四
鳥	と	と	一六八	山本武久	鳥取市西町	一〇、七、一	一五、一〇、一五

## ◆鳥取縣告示第九百四號

明治四十四年二月二十二日鳥取縣告示第四十八號市町村立小學校教員俸給ニ關シ市ニ準ズベキ町指定ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十一月十八日

## ◆鳥取縣告示第九百五號

昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十七年度前期甲種飛行豫科練習生ヲ左ノ要項ニ依リ徵募セラル

昭和十六年十一月十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣知事 八 田 三 郎

志願者心得

## 第一 志願者ノ資格

(一) 年齢

計算期日

年齢  
昭和十七年十二月一日現在  
滿十六歲以上  
至大正十五年十二月三日

出生年月日

## (二) 學歷

制限ナシ

## (三) 學力

中學校第三學年終了程度ノ學力ヲ有スル者

## 第二 志願書提出期日

00529

志願者ハ左ノ書類ヲ昭和十六年十二月十五日迄ニ到達スル如ク市町村長經由知事ニ提出スベシ

(一) 海軍志願兵志願書(様式第一)

(二) 寫眞一葉

(三) 最終修學ノ學校長證明ノ甲種飛行豫科練習生所見表  
徵募検査ヲ分チテ身體検査、學力試験口頭試問トシ學力試験及口頭試問ハ身體検査合格者ニ就キ之ヲ行フ

検査期日

項目 検査場所 檢查區域 檢查期日及開始時刻 試驗科目

身體檢查

鳥取市

鳥取縣立鳥取第一中學校

鳥取縣一圓

昭和十六年十二月二十二日  
午前八時  
午後八時數學、理化學、國漢文  
英語、地理歷史、口頭試問

學力試驗

第四 第二次検査

00528

00531

00530

## 第五 採用者入隊期日及場所

昭和十七年二月下旬

岩國海軍航空隊

本受檢者出頭通知二月上旬

入隊期日

場所

摘要要

## 第六 受檢者ノ注意

- (一) 志願者ハ検査開始時刻ノ三十分前迄ニ検査場ニ參集スルコト  
 (二) 檢査前日ハ必ズ入浴シ身体ヲ清潔ニナシ安眠スルコト  
 (三) 鉛筆、ナイフ、消ゴム、辨當、風呂敷ヲ携帶スルコト  
 (四) 國民學校初等科六年以上ノ通信簿、青年學校手帳、中等學校學籍簿等ハ之ニ準ズルモノ又ハ學業ニ關スル書類等ヲ持參スルコト

## (様式第一)

## 海軍志願兵志願書

本籍地	縣	郡(市)	町(村)大字	番地
現居住地	縣	郡(市)	町(村)大字	番地(何某方)
				戸主トノ續柄 戸主何某 何々

氏

(右側ニ振假名ヲ附ス)

名

大正 年 月 日生

- 一 希望兵種 甲種飛行豫科練習生  
 一 修學程度 何學校卒業(何學校第何學年在學中若ハ終了)  
 一 現職業

一 現居住地ニ移轉年月 昭和 年 月(志願書提出前六ヶ月以内ニ移轉シタルモノニ就キ記入ス)  
 右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出願候也

昭和十六年 月 日

本人 氏

現住地	縣	郡(市)	町(村)大字	番地

名印	名印
----	----

(親權者又ハ後見人)

鳥取縣知事 八田三郎 殿

## 彙

## 報

## 新嘗祭を迎へて

縣民舉つて神社に詣で  
食糧増産達成を誓はん

(社寺兵事課)

來る十一月二十三日は新嘗祭の當日であつて、畏くも天皇陛下に於かせられては當夜午後五時三十分御湯の御儀の後、宮中の神嘉殿に進御しまして六時より八時に至る夕の御儀、十一時より翌午前一時に至る曉の御儀を御親ら行はせられ、當年の新穀を神々と共に開食さるる宮中第一の嚴儀を行はせ給ふ大祭日である。

我が國は古へより豊葦原の瑞穂の國として農を以て國の本とし尊くも神代の昔皇祖より五穀の種子を皇孫に傳へ給ふて末永く我が國民の食糧とせさせ給ひし神恩を偲び、代々の天皇は年々の始めに祀年<sup>ノ</sup>祭り、收穫の終りに神恩拜謝の神嘗<sup>かんな</sup>祭りを行はせ給

ふと共に、聖上新穀供御の始に當りてはこの新嘗<sup>ノ</sup>祭りを嚴かにとり行はせ給ひ、且つ神宮始め官國幣社以下神社に奉賽せしめ給ふこと、まことに限りなくも畏きはみである。

今や我が國は五ヶ年の支那事變を経けて、しかも最近に至つては世界事情の變遷と共に正に有史以來の大難に足を踏み入れねばならぬ立場にさへ立つてゐるのであるが、東亞の大共榮圈は我が三千年の光輝ある歴史の上に立つ大和民族の自衛上、如何にし

ても完遂せねばならぬ民族的使命であつて、これを中道にして放棄すれば吾々大和民族は最早や自滅の外ない四圍の情勢にあることは、一億國民の肝に銘じて痛感する處である。從つて萬難を排してこの大業を敢行し、國威を八紘に擧げる以外にわが民族自立の道はないのであるが、これが爲にはあらゆる物資の自給自足、特に食糧の確保といふことは目前に迫つた急務となつてゐる。即ち敵性諸國の我が國に對する包圍は刻々に緊迫化し、全く吾々一億國民の食糧は吾々の自給以外にこれを需めることが出來なくなつゝあるのである。

そもそも我が國は神の御國であつて、神の御裔なる天皇を中心

心として、一億の民心を一つにおぼみたからとして無窮の寶祚を守りまつる萬邦無比の國であつて、かしこくも明治天皇の御製にも

我が國は神のすえなり神祭る

昔の手ぶり忘るなよゆめ

と仰せられてゐるのであるが、こゝに我が國が一大飛躍して國威を八紘に輝かさんとする時にあたつて、一段と神祇の鴻恩を感謝して祭祀を行ふことの一しほ重大なることを痛切に感ずる次第である。

さればこの非常時局下に新嘗祭を迎へ、天皇陛下の寒夜御潔

齋御祭祀の大御心を體し奉りて、國民ひとしく神祇の大恩を謝し奉り、いよいよ心を新にして食糧増産にいそしみまつて赤誠を捧げねばならないのである。

本縣に於ては今年始めより總力を擧げて種々の不如意なる條件と鬪ひながら、食糧の増産に懸命の努力を重ねて來たのであるが稻作に於ては天候思ふにまかせず九月二十日の第一回豫想に十三萬石の減收を示し、第二回豫想に如何なる數字が現はれるかを分配して居る處である。從つて今秋の麥作付については、極力作付面積を增加してその增收の確保に邁進すると共に、更に桑園をも整理して麥增産に各位の懸命の努力を期待してゐるのであるが、

## 茶殼馬糧化報國運動

馬料効果は麥の七割  
乾燥保存して回収へ

(農務課)

吾々はこゝに新嘗祭を迎ふるにあたりて今秋の稻作減收をこの重  
大國難に對處する縣民への神の試練と考へて、ます／＼渾身の努  
力を盡してその増産に奮闘すべきことを誓ひ奉らねばならぬと思  
ふ次第である。

縣では今回婦人團体及び畜產組合聯合會を事業主体として縣下全般に亘り茶殼馬糧化報國運動を實施することになった。  
すべてどの植物でも新芽はいろいろの大切な成分を含んでゐる  
が、茶の中には特に蛋白質やビタミンC、カフェイン等の重要成  
分が多く含まれてゐるのであって、吾々が茶を嗜好飲用するのも  
これらを攝つて元氣を出す爲である。然るに一たん使用した茶の  
殼の中にもなほその成分は多量に殘つてゐる、蛋白質は米麥の約  
二倍から三倍、脂肪も多量に含まれてゐるし、骨を作るに大切な  
石灰分や磷酸も豊富にあり、ビタミンCも殘つて居り、又カフェ

00533

00532

00534

インの殘存も相當あつて、これは馬の疲労の回復、利尿緩下等の良作用もあるから、これを馬糧として使用すればその効果は大体の七割、乾草の二倍に當つてゐるのである。

我が國に於ける茶の使用量は大体千五百萬貫に及んで居り、それから出る茶殼は約七百五十萬貫位と見積られてゐる。今茶殼の榮養價值があるとすると三百七十五萬圓となるのであつて、これがこれまで無駄に放棄されることはまことに勿體ないことといはねばならぬ。たゞ茶殼位といつて居るべき時期ではない。どうかこの茶殼の價值を充分認識して、現下重大時局打開の一方法として戴きたいものである。

なほ、茶殼の蒐集にあたつてはよく紋つて水氣を去り、板か筵の上にバラ／＼に擴げて乾かして保存するのであつて、一度乾かして茶殼の上に新しい濡れた茶殼を重ねることは禁物である。面倒でも乾いたら一々取り入れて塵芥を混入しないやう罐か紙袋に入れ乾燥した涼しい處に蓄へて置いて回収に應じて貰ひたい。以下、本縣の茶殼馬糧報國運動の要領を採録する。

#### 回 收 の 區 域

一 都市及び農村の區別なく、茶殼の存在する凡ゆる場所について行ふ。

#### 受 渡 の 方 法

一 都市及び農村に於て地元消費に餘裕があつて、これを他地方に供給する場合は地元婦人團体、及び畜產組合（又は聯合會）の間に於て供給先婦人團体と現物受渡及び配給の事務を掌る。

#### 配 給 方 法

一 配給は畜產組合に於て行ひ、受給馬飼養者は受給日に受渡所に出頭と配給を受ける。

一 受給馬飼養者は現物受取と同時に謝禮金を畜產組合に支拂ひ

一 謝禮金の金額は婦人團体が行ふ。

一 謝禮金の金額は乾燥茶殼一貫位につき十五錢。

00535

一 一回り配給の手配及び受渡所の設備等については市町村役場、町内會、部落會等の協力を依頼する。

一 都市に於ては國民學校下別に受渡所を設ける。農村に於ては

其の地方の事情を考慮し、大体右の方法に依る。

一 受渡日を定め、各受渡所に於ては婦人團体と畜產組合（又は聯合會）の間に於て現物の受渡を行ふ。其の際は兩者間に於て品質及び數量の検査を行ふ。

一 受渡所に於て必要な呪、延、俵、秤等の器具は婦人團体に於て準備する。

一 都市及び農村に於て地元消費に餘裕があつて、これを他地方に供給する場合は地元婦人團体、及び畜產組合（又は聯合會）の間に於て供給先婦人團体と現物受渡及び配給の事務を掌る。

#### 職 業 指 導 を 主 眼 こ す る

##### 國民學校修了者の身體検査

(職業課)

明 年三月卒業の國民學校修了者の職業紹介は、近く公布豫定の勞務調査令の一部分として強制利用を受けることなり、勞務動

員產業に就職せしむべき者の割當は既に先般各關係機關を通じて

一 有畜農家に於ても自家用消費に餘剰ある場合はこれを都市其他飼料資源の確保困難な地方に供出せしめる。

#### 配 給 の 對 象

一 配給は都市其の他の飼料資源確保困難な地方の馬を主對象とする。

一 軍需用として必要な數量に對しては別に計畫する。

#### 事 業 の 主 体

一 指導監督の事務は縣農務課、學務課、社會教育課に於て行ふ事業は婦人團体及び畜產組合聯合會の共同主催とし、翼賛會大朝・大毎鳥取支局、日本海新聞社の後援を求める。但し郡部にあつては其の郡畜產組合に畜產組合聯合會の事務を代行せしめることがある。

一 回收に關する事務の統制は婦人團体が行ふ。

一 回收は隣組を通じて婦人團体が行ふ。

一 官廳、銀行、會社、デパート、旅館、食堂等特別なる事情にある回収については、それ／＼代表者と協議して行ふ。

一 回收については國民學校、青少年團、茶葉團体、其の他の團體の協力を依頼する。

#### 回 收 の 方 法

一 婦人團体は謝禮金中より運賃諸掛費等を控除し、殘額ある場合は國防獻金其の他緊要なる公共事業に使用する。

一 茶殼の馬糧價值及び其の回収利用の促進等に關する趣旨の普及徹底については騎乘會、醫醫師會、裝蹄師會、乘馬團体、茶業團體等協力して行ふ。

一 新聞、雜誌、ラヂオ、隣組回覽板等を通じ、一般家庭に要望する。

#### 宣 傳

一 各郡市婦人團体は毎月の成績を翌月五日までに畜產組合聯合會に報告する。

各國民學校に割當せられ、目下各學校に於て慎重に其の候補者を豫定中であるが、このやうに強制利用が行はれることになると最も大切なのは職業指導である。

00536

其の内でも最も重要視されるのは智能検査と身体検査であつて智能検査は目下着々實施中であるが、身体検査については從來その大部分が求人者に委せ切りで、國が管理するといふことはなかつたのである。しかし強制利用をするといふことになると、どうしても國が徹底的に身体検査をしなければならぬことになるわけであるから、いよいよこれに關する準備が完了して、本格的に實施することとなつたのである。なほ特に注意しなければならぬのは、この身体検査は職業紹介の爲ばかりでなく保健衛生の上からも、特に結核豫防の爲に重要な事柄である。

これが實施に當りては縣職業課、衛生課、學務課が一体となり國民職業指導所及び縣下各學校醫、公私立病院其の他關係機關の絶大なる協力と相俟つて、慎重に精密なる計畫を立て實施しなければならないので、早速其の準備に取掛ることにしてゐるが、實施の概要は次の通りである。

一 實施項目　身体検査を第一次検診と第二次検診とに分ち、第一次検診は身長・体重・胸圍・榮養・背柱・胸廓・眼・耳・皮膚等の他の疾病、異常の検診及びツベルクリン反應検査、第二次検

00537

概況ド<sup>右</sup>の如くであるが、明年卒業者の紹介、一月より實施することになつたので、本身體検査は是非共十二月中に完了する必要があるので、十一月中に第一次検診を終り、十二月に第二次検診を完了する筈である。

今回のこの身體検査實施は國の割期的事業であつて、如何に労務動員計畫に於ける國民學校修了者が重要な給源であるかを物語るものであり、就職者の質的向上を圖つて重要生產の確保に資せんとする緊要の施設であるから、國の方針に基いて是非共圓滿完全なる結果を得たいと思つてゐるので、各關係方面的協力を切望してやまない。

## 本縣の結婚促進方策 適正結婚を勵行して 人口增加國策に順應

(衛生課)

今度の戰争にドイツが勝ちフランスが負けてゐるといふことの原因は、もとより武力や兵器の優劣に基くことは當然であるが、それ以上に國民の出生率の多少といふことが大きな素因をなして

診はエックス線検査、赤沈検査、喀痰検査其の他の結核性疾患に關する精密検査である。

### 一 實施對象

第一次検診に於ては就職せしむべき候補者の全部、第二次検診に於ては第一次検診の結果ツベルクリン反應陽性者、疑似性者、及び其の他特に必要と認むる者である。

### 二 實施方法

第一次検診は縣の指定する期日までに國民學校に於て學校醫がこれを行ひ、第二次検診は縣に於て指定の期日、場所(集合兒童の日歸し得る場所)に於て、縣・國民職業指導所職員、及びその他協力を求むることを得る關係方面的醫師其の他を以て編成する實施班これを行ふ。國民學校に於ては第一次検診の結果に基き、第二次検診を必要とする者を右の指定期日・場所に引率出頭せしめ受檢せしむること。

尙被檢診者及び引率教員の車馬賃は、その實費を支給される。

### 四 檢查結果の判定及び處理

檢診の結果はこれを健康者、要注意者、就職不可能者に區分し、速に各實施者より關係國民職業指導所に通知する。國民職業指導所に於てはこれを第一種、第二種、就職不適當に區分して就職紹介に使用し、適正なる配置に資することになる。

あるといはれる。一國の人口増加力が旺盛であるといふことは、とりも直さずその國の民族成長力の旺盛なことを表現するものであつて、實に國力の盛衰と人口問題とは切つても切れぬ重大な關係にある。然るに世界の文明國は、フランスはもとよりイギリスもドイツも追々その出生率が減少の傾向を辿つて居り、我が國の如きも人口増加率そのものは停止の程度に立至らないが、出生率は大正九年以降に於て低下の傾向を見せてゐるのであつて、もしこの儘に推移して行くならば、我が國も遂には佛英と同じやうな運命に陥つてゆくものと推定しなければならないのである。

今や我が國は東亜の大共榮圈を建設し、その悠久にして健全なる發展を圖ることを使命として舉國一致未曾有の大業遂に邁進してゐるのであるが、これが達成のためには是非、我が大和民族の人口の急激にして且つ永續的な發展増殖と、その資質の飛躍的な向上を圖つて東亜に於ける指導力を確保しなければならない。この重大時局にあたつてわが出生率の低下は、最も戒心しなければならぬ大問題である。

よつて政府に於ては本年一月二十二日の閣議によつて我が國の人口政策確立要項を決定し、即ち昭和三十五年までに内地人口一億を目指し、且つ人口の永遠の發展性を確保して増殖力及び資質に於て他國を凌駕し、高度國防國家に於ける兵力及び労力並

に東亞諸民族に對する指導力を確保するための適正なる措置を講ぜらるゝ等諸々其の實現に努められて居る次第である。

依つて本縣に於てもこの國策に順應して、速に人口増強の實を擧げることとなり、今回人口增加方策の第一要件たる結婚の促進について、その實行事項を定めて全縣學つてその實現に努めることがとなつたので、左にその概要を記すこととする。

### 第一 結婚思想の普及徹底

結婚に關する正しい思想を普及啓發することは結婚獎勵の基本要素であるから、結婚は家族繁榮の根幹、國家興隆の基礎である所以を縣民一般に充分徹底せしめて、成るべく速かに健全な結婚をなすやう獎勵しなければならない。依つてこれに關し特に次の各項を強調する。

#### (一) 適齡結婚の普及

近時晩婚の傾向をなす其の根柢は、青年男女共結婚後の生活に對する過度な文化的要求、及びこれに伴ふ徒らなる不安及び憂慮にあつて、これがために結婚を逡巡する傾向が少くない。依つて結婚に關する質實眞摯なる氣風を振作し、成るべく速かに結婚して勞苦を共にし、健全な家庭を築いて優良な次代の國民を多數育成することが大切である。從つてこれまでの平均結婚年齢が男子三十八歳、女子二十四歳であつたのを三ヶ年早めて、男子二十五

歳、女子二十一歳までに結婚するやう獎勵し、一夫婦出生兒數平均五児に達することを目標とする。

#### (二) 健全なる結婚の普及

結婚は單に當事者の間だけの問題でなく、長く子孫繁榮の基礎をなすものであるから、配偶者の選擇に當つては相手の身心の健康に重きを置き、外面向的な條件に拘泥しないやうにし、なほこれがためにはなるべく結婚前にお互に健康證明書を交換し、惡質な遺傳病とか性病等の有病者と結婚を避けるやう指導する。

#### (三) 結婚に關する迷信の打破

結婚に關する種々の迷信が未だに世上に跋扈して、結婚の成立を妨げてゐることはまことに遺憾である。合性がどうとか年廻りが悪いとか、丙午や方位の吉凶等はいづれも何等科學的根據のない荒唐無稽の迷信であるから、結婚にあたつてかかる陋習に捉はれることを一時も早く打破するやうに努める。

#### (二) 結婚の獎勵及び斡旋

結婚の促進を圖る爲にはその指導獎勵が極めて必要であるからこれについては左の方法を講ずる。

#### (一) 結婚獎勵斡旋の風の促進

縣民一般はもとより、特に各種の團體等に於てはこの國策に協力する主旨で、結婚の獎勵斡旋に心掛けけるやう指導する。

00539

### (二) 事業場等の斡旋施設の獎勵

會社、銀行、工場、礦山その他相當多數の從業員を有する事業場等では、從業員又は其の家族の結婚の獎勵及び斡旋を目的とする施設をするやう獎勵する。

#### (三) 結婚相談施設の獎勵

一般の結婚相談、指導及び斡旋に努めるため、市町村等の公共團體に對して結婚相談所又は結婚斡旋委員等の結婚相談施設を設けるやう獎勵する。

#### (四) 斡旋施設相互間の連絡

結婚斡旋の圓滑を期するため、結婚斡旋施設相互の間に連絡を目的とする會合、組織等について適當な措置を講ずる。

#### (五) 歸還軍人・傷痍軍人・職業婦人・海外在住者

歸還軍人並に傷痍軍人の結婚に關してはもとよりであるが、なほ婦人が職業に從事すれば自然結婚を失する傾向が多いから、職業婦人が著しく増加する現下の情勢に鑑み、その結婚については特に考慮して適當なる方法を講じなければならぬ。又海外特に滿洲、中華民國、南洋等に進出する男女に對して内地から配偶者を斡旋し、一は内地女性の結婚難を緩和すると共に、他面海外在住者の家庭生活の安定を圖ることが必要である。これがためには海外に於ける適當な機關と連絡して斡旋の途を講ずると共に、海外

事情の紹介普及に努め、徒らに海外生活に對して危惧の念を懷かしめぬやう指導する。

#### (三) 結婚費用の徹底的輕減

結婚に多額の經費を濫費する因襲は、我が國一般的家庭に大なる負擔を與へるばかりでなく、これがために結婚を遲延せしめることは妙くない。依つてこの際既に改善方策が確立してゐる地方ではこれが實行の徹底を期すると共に、未だ改善について方策が確立してゐない地方では、地方の實情に即して速かに適當な對策を樹立し、結婚様式の改善を斷行して結婚費用、特に支度とか披露宴等の費用の徹底的輕減を圖り、戰時下の國民生活を強化すると共に結婚促進の實を擧げるやう指導する。

以上が今回縣で決定し、即時各方面で實行して人口增加の目的達成を期してゐる事項の概要であるが、人口問題は單に出生率増加だけでなく、前にもいふやうにその質が優良でしかも死亡率の少いといふことが重要な條件であるから、縣民は右の事柄を勵行して結婚促進の實を擧げると共に、現下人口問題の緊要性を認識し、國家の爲人口の量的並に質的増強に戮力するやう格段の覺悟を切望する次第である。

**兵器獻納資源回收運動醸出金報告**

一金五圓六拾參錢  
一金九圓五拾壹錢  
東伯郡上中山村  
東伯郡由良町

金額

町村名

自稱 東京市城東區龜戶町二丁目三  
◎行旅死亡人

營二十二歲

東伯郡上中山村  
東伯郡由良町

一金四拾壹圓拾五錢  
一金貳拾七圓四拾九錢  
一金五圓六拾壹錢  
一金七圓五拾四錢  
一金拾七圓貳拾七錢  
一金七圓貳拾壹錢  
一金六圓八拾九錢  
一金拾四圓壹錢  
一金貳圓七拾八錢  
一金四圓五拾壹錢  
一金拾九圓八拾九錢  
一金參圓六拾錢  
一金六圓參拾壹錢  
一金拾貳圓四拾壹錢  
一金拾參圓五錢

西伯郡中濱村  
氣高郡鹿野町  
西伯郡大和村  
氣高郡吉岡村  
八頭郡丹比村  
氣高郡勝部村  
東伯郡三德村  
八頭郡船岡村  
氣高郡豐實村  
西伯郡夜見村  
西伯郡上道村  
西伯郡宇田川村  
氣高郡日置谷村  
西伯郡光德村  
日勢郡薄口町

一金拾七圓貳拾七錢

一金六圓八拾九錢

一金拾四圓壹錢

一金貳圓七拾八錢

一金四圓五拾壹錢

一金拾九圓八拾九錢

一金參圓六拾錢

一金六圓參拾壹錢

一金拾貳圓四拾壹錢

一金拾參圓五錢

昭和十六年十一月十八日印刷  
昭和十六年十一月十八日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行者鳥取  
印刷所鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
稅務支所

人相 丈五尺三寸位、顏長、目並、眉濃、鼻高キ方、体格瘦  
着衣 セタル方、頭髮長、其ノ他並特長ナシ  
遺留品 木綿ワイシャツ、縞瀝茶色、羅沙ズボン、革製バンド  
黒革製短靴一足、フチ黒色ロイド眼鏡一、煙草(光)空  
箱一、貨幣、十錢アルミニ、一錢アルミニ  
右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

一本籍氏名 不詳  
年齡二十三三歲位ノ女  
二容貌、特徵 色白ク肥満美人型 前齒二枚金冠  
三著衣 銘仙給(鼠地ニ紫ノ桔梗花模様裏(白モス無地)  
紐紫色筋赤色二筋  
墓口一個(金十圓四錢在中)  
四所持品

昭和十六年十月十二日午後三時吉川郡長瀬町横濱海岸ニ  
漂着セルフ發見左記ノ通身元不明ニ付假埋葬ニ附ス  
右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度